

収入  
印紙

## 市有財産売買契約書

売扱人 朝来市長 藤岡 勇（以下、「甲」という。）と、買受人 ○○○○（以下、「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

### （売買物品及び売買代金）

第1条 甲は、次に掲げる市有財産（以下、「売買物品」という。）を金○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金○○○○円）をもって乙に売り渡す。

#### <物品>

物品の表示	車体番号	数量
トヨタ クラウンロイヤル	DAA-AWS210	1台

### （契約保証金）

第2条 朝来市財務規則（平成17年規則第54号）第106条第1項第5号により、この物品の売買に関する契約保証金は免除とする。

### （代金の支払等）

第3条 乙は、第1条に定める売買代金と入札保証金との差額を契約締結日より2週間以内に、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、入札保証金を売買代金に充当するものとする。

### （遅延利息）

第4条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

### （名義変更手続き及び売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の所有権は、乙が第3条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物品を引渡時の現状有姿で乙に引き渡す。

3 運搬費用、登録費用（移転登録、一時抹消登録）、その他引き渡しに係る費用等はすべて乙の負担とする。

4 乙は、売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

5 乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

6 引き渡し後の故障及び瑕疵について甲は一切責任を負わない。

(用途制限)

第6条 乙は、売買物品を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項から第6号に規定する暴力団員等の事務所その他これらに類する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

2 乙は、売買物品を第三者に譲渡、貸付する際には、前項の用途に供されることのないようにしなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、本契約締結後、売買物品に契約不適合のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は補修の請求をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は甲に対して協議を申し出ることができるものとする。

3 前項の権利は、売買物品の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第10条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の経費は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第13条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1  
甲 朝来市  
氏名 朝来市長 藤岡 勇

住所  
乙  
氏名